



県章

山形県公報

平成15年6月6日(金)

第1446号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

有害図書類の指定.....	(文化振興課) ...752
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....	(健康福祉企画課) ...753
生活保護法による指定医療機関の指定.....	(同) ... 同
生活保護法による指定介護機関の指定.....	(同) ...754
土地改良事業の工事の完了に係る届出.....	(村山総合支庁農村計画課) ... 同
土地改良事業施行の適当の決定.....	(最上総合支庁農村計画課) ...755
同.....	(同) ... 同
県営土地改良事業に係る換地計画の決定.....	(最上総合支庁農村整備課) ...756
土地改良区の定款変更の認可.....	(庄内総合支庁農村計画課) ... 同
農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知.....	(森林課) ... 同
市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....	(都市計画課) ...757
同.....	(同) ... 同
開発行為に関する工事の完了.....	(村山総合支庁建築課) ... 同
道路の区域の変更.....	(置賜総合支庁建設総務課) ... 同
一般国道の供用の開始.....	(同) ...758
道路の区域の変更.....	(庄内総合支庁建設総務課) ... 同

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則14 - 4 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の 一部を改正する規則.....	同
--	---

公 告

一般競争入札の公告.....	(情報企画課) ...760
平成15年度狩猟免許試験の実施.....	(環境保護課) ...761
平成15年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施.....	(同) ... 同
大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見.....	(商業振興課) ...763
同.....	(同) ... 同
特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....	(公安委員会) ...764

そ の 他

平成15年度宅地建物取引主任者資格試験の実施.....	(建築住宅課) ... 同
-----------------------------	---------------

告 示

山形県告示第605号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成15年6月6日

山形県知事 高 橋 和 雄

(図 書)

指定 番号	題 名	図 書 コ ー ド	発 行 所 等	指 定 の 理 由
7867	原色文学 6月号	13313 - 06	(有)光彩書房	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
7868	CoCoでキスして	03778 - 5	(株)東京三世社	
7869	小説CLUBロマン 5月号	04709 - 5	(株)桃園書房	
7870	突撃!遊撃隊 6月号	16643 - 6	(株)司書房	
7871	パソコンパラダイス 6月号	07483 - 06	(株)メディアックス	
7872	熟女宣言 6月特別号	05137 - 6	平和出版(株)	
7873	SM淫愛小説	66017 - 35	(株)司書房	
7874	コミックアムール 6月号	03801 - 06	(株)サン出版	
7875	スーパーコミック 6月号	15415 - 06	(株)メディアックス	
7876	本当にあったエッチな話 vol.2	27837 - 6/6	(株)ぶんか社	
7877	快樂マガジン 6月号	02401 - 6	(有)光彩書房	
7878	官能小説 6月号	02525 - 6	(株)東京三世社	
7879	いつも君の傍らに	52121 - 03	(株)フロム出版	
7880	小説NEO 5月号	14008 - 05	(株)ダイアプレス	
7881	小説ヘブン 5月号増刊	05538 - 5	雄出版(株)	
7882	コミックマノン 6月号	13773 - 06	(株)マガジン・マガジン	
7883	カサノヴァ裏金髪専門誌	68450 - 34	(株)大洋書房	
7884	ラビアン 6月号	19151 - 6	笠倉出版社	
7885	誰にもいえない女のヒミツ	03900 - 6	(株)あおば出版	

7886	スペシャル aya 6月号	09671 - 6	宙 出 版
7887	Drピカソ	06635 - 07	(株)パウハウス
788	ベッピンスクール No.143	07971 - 06	英 知 出 版
7889	ザ・ベストORIGINAL 6	04039 - 06	(株)ハローケイエンター テインメント
7890	もっとあった本当のH話	03798 - 06	(株)パウハウス

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定(包括基準)に該当する有害図書類
(図 書)

番号	題 名	区 分	発 行 所 等
1	きれいな熟女さん 第2号	11836 - 05	三 和 出 版 (株)
2	おしゃぶりさせて vol.1	な し	遊 友 社

(録画テープ等)

番号	題 名	区 分	発 行 所 等
1	KANSAI女子高生MAP	ビデオ	メ シ ッ ク ス
2	イジメられっ娘 大空あすか	ビデオ	(株)ロ - プ ロ -

山形県告示第606号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年6月6日

山形県知事 高 橋 和 雄

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
ひ が し た に 小 児 科	天童市南町三丁目1番24号	平成15. 3.31
よ し ず み 歯 科 医 院	鶴岡市長者町4番地の10	同
高 橋 薬 局 七 日 町 フ ァ ー マ シ ー	山形市七日町三丁目2番9号	同 4.30

山形県告示第607号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成15年6月6日

山形県知事 高 橋 和 雄

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
ひがしたに小児科	天童市南町三丁目1番24号	平成15.5.26
池田内科医院浜中診療所	酒田市大字浜中字上村372番地の10	同
医療法人社団 よしずみ歯科医院	鶴岡市長者町4番地の10	同 5.28

山形県告示第608号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成15年6月6日

山形県知事 高橋和雄

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
酒田第一タクシー指定訪問介護事業所	訪問介護	酒田市あきほ町651番地の4	平成15.5.16
グループホーム「ママ家」	痴呆対応型共同生活介護	東田川郡榊引町大字常磐木字関口103番地3号	同
山形地域福祉事業所「ねの子介護サービスステーション」	訪問介護	山形市幸町5番22号	同 5.28
小姓町デイサービス	通所介護	同 小姓町7番15号	同 5.20
矢吹病院	訪問看護	同 本町一丁目6番17号	同 5.28

山形県告示第609号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113号の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成15年6月6日

山形県知事 高橋和雄

届出者の名称	地区名	事業の名称	工事完了年月日
最上川中流土地改良区	中野目	基盤整備促進事業	平成15年3月25日
同	漆山	同	同 3月18日
同	中丁	同	同 3月20日
同	中野	同	同 3月27日
同	籠野町	同	同 3月5日
同	今塚	同	同 2月28日
同	江俣	同	同 3月31日

同	二位田	同	同	3月13日
同	立道	同	同	3月10日
同	成安	同	同	3月17日
天童市	大町	同	同	3月31日
山辺町	大蕨	同	同	3月25日
東根市	藤助新田西	同	同	3月26日

山形県告示第610号

舟形町から土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により協議のあった土地改良事業の施行について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成15年5月26日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年6月6日

山形県知事 高橋和雄

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し(原田山地区)
- 2 縦覧に供する場所
舟形町役場
- 3 縦覧に供する期間
平成15年6月10日から同年7月8日まで
- 4 その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第611号

最上町から土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により協議のあった土地改良事業の施行について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成15年5月26日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年6月6日

山形県知事 高橋和雄

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し(万騎ノ原地区)
- 2 縦覧に供する場所
最上町役場
- 3 縦覧に供する期間
平成15年6月10日から同年7月8日まで
- 4 その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第612号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営上大淵川口地区土地改良(ほ場整備)事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年6月6日

山形県知事 高橋和雄

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧に供する場所

鮭川村役場

3 縦覧に供する期間

平成15年6月10日から同年7月9日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第613号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成15年6月6日

山形県知事 高橋和雄

1 土地改良区の名称

青龍寺川土地改良区

2 事務所の所在地

鶴岡市馬場町7番35号

3 認可年月日

平成15年5月23日

山形県告示第614号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成15年6月6日

山形県知事 高橋和雄

1 保安林予定森林の所在場所

最上郡真室川町大字差首鍋字尻高森・字荒沢・字大川入・字大山・字尻無沢(以上5字国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字尻高森・字荒沢・字大川入・字尻無沢(以上4字について次の図に示す部分に限る。)

ロ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字尻高森・字荒沢・字大川入・字大山・字尻無沢(以上5字について次の図に示す部分に限る。)

ハ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ニ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ホ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び真室川町役場に備え

置いて縦覧に供する。)

山形県告示第615号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成15年6月6日

山形県知事 高橋和雄

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

(1) 種類 山形広域都市計画公園

(2) 名称 2・2・40号東千刈公園、2・2・41号東芳賀公園、2・2・43号南小畑東公園、2・2・44号南小畑西公園及び2・2・45号城廻公園

2 縦覧の場所

土木部都市計画課

山形県告示第616号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき西川町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成15年6月6日

山形県知事 高橋和雄

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

西川都市計画用途地域

2 縦覧の場所

土木部都市計画課

山形県告示第617号

次の開発行為は、完了した。

平成15年6月6日

山形県知事 高橋和雄

1 許可番号

平成15年2月27日 指令村総建第5039号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東村山郡山辺町大字三河尻字四拾河原346-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東村山郡山辺町近江4-65

小関 亮一

山形県告示第618号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年6月6日から同年6月19日まで縦覧に供する。

平成15年6月6日

山形県知事 高橋和雄

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 287号

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東置賜郡川西町大字下小松字五本松1714番4から 同	字雁境山2020番1まで	旧	9.2メートル 7.0	81メートル
同	上	新	11.8メートル 7.2	同上

山形県告示第619号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年6月6日から同年6月19日まで縦覧に供する。

平成15年6月6日

山形県知事 高橋和雄

- 路線名 287号
- 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字下小松字五本松1714番4から
同 字雁境山2020番1まで
- 供用開始の期日 平成15年6月6日

山形県告示第620号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年6月6日から同年6月19日までに縦覧に供する。

平成15年6月6日

山形県知事 高橋和雄

- 道路の種類 県道
- 路線名 梳代鶴岡線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東田川郡櫛引町大字梳代字西野556番から 同	大字黒川字成沢830番1まで	旧	50.8メートル 3.0	2,167メートル
同	上		111.0メートル 9.0	2,343メートル
同	上	新	111.0メートル 9.0	同上

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則14-4(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月6日

山形県人事委員会

委員長 古澤茂堂

別表第1山形市市長部局の項中「、情報政策推進監」を削り、「総務課」を「総務課、行政管理課」に、「秘書係長、文書法規係長、職員係長」を「業務名を関する主幹(秘書課及び行政管理課に置くものに限る。)、法令係長、経営改革係長、人事研修係長に、

清掃工場	場長
クリーンセンター	所長

を

清掃工場	場長
------	----

に、

女性センター	を	男女共同参画センター	に、
--------	---	------------	----

まちづくり情報センター	所長
-------------	----

を

まちづくり情報センター	所長
生活情報センター	所長

に改め、同表鶴岡市市長部

局の項中「部長」を「部長、合併対策室長、合併対策室次長」に改め、同表鶴岡市市長部局市立荘内病院の項中「、参事」を削り、同表酒田市市長部局の項中「福祉事務所長」を「福祉事務所長、調整監」に、「に限る」を「及び職員課に置くものに限る」に改め、同表酒田市市長部局市立酒田病院の項中「総婦長」を「看護部長」に、「副総婦長」を「副看護部長」に改め、同表新庄市の項中

市長部局	課長、主幹、課長補佐(総務課に置くもの及び財政課に置くものうち財政に関する事務を担当するものに限る。) 職員係長
福祉事務所	所長
神室荘	荘長

を

市長部局	課長、福祉事務所長、神室荘長、主幹、 行政改革主査、財政主査
------	-----------------------------------

に改め、同表寒河江市市長

部局病院の項中「診療部長」を「診療部長、診療主幹」に改め、同表寒河江市教育委員会事務局の項中「課長」を「課長、主幹」に改め、同表上山市市長部局の項中「に置くもの及び企画財政課に置くものうち財政に関する事務を担当する」を「及び財政課に置く」に改め、同表村山市市長部局の項中「秘書係長」を「秘書主査、秘書係長」に改め、同表天童市市長部局の項中「、課長補佐(総務課及び財政課に置くものに限る。)」を削り、「秘書係長」を「秘書係長、職員係長、財政係長」に改め、同表南陽市市長部局の項中「、室長」を削り、同表山辺町教育委員会事務局の項中「教育次長」を「課長」に改め、同表最上町町長部局の項中「課長」を「課長、室長」に改め、同表鮭川村村長部局の項中「課長」を「課長、室長、保育所長」に改め、同表鮭川村教育委員会事務局の項中「課長」を「課長、主幹」に改め、同表朝日村村長部局の項中「課長」を「課長、室長」に改め、同表櫛引町町長部局の項中「課長」を「課長、室長、主幹」に改め、同表遊佐町町長部局の項中「課長」を「主幹、課長」に改め、同表八幡町の項中

教育委員会事務局	教育長、教育次長
----------	----------

を

教育委員会事務局	教育長、教育次長
農業委員会事務局	事務局長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県ホームページシステム管理業務等の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成15年6月6日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁eラーニングルーム（15階）
- (2) 日 時 平成15年6月16日(月) 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
 - イ 山形県ホームページシステム管理業務 一式
 - ロ 山形県ホームページ公開用サーバハウジングサービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成15年7月1日から平成16年3月31日まで
- (4) 入札方法 (1)のイ及びロごとに総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 2の(1)の役務に関し、迅速な提供を行う体制が整備されていることを証明できること。
- (3) 7の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総合政策室情報企画課行政情報係 電話番号023(630)2236

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類（以下「仕様書等」という。）を平成15年6月11日(水)午後5時までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、開札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については、入札説明書による。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成15年6月6日

山形県知事 高橋和雄

1 試験の期日及び場所

期 日	場 所
平成15年9月5日(金)	村山総合支庁(本庁舎)
	庄内総合支庁(本庁舎)

2 時 間

午前9時から午後4時まで

3 受験資格

県内に住所を有する者で、平成15年度において狩猟免許を受けようとするもの。

ただし、受験日現在、20歳に満たない者を除く。

4 受験手続

狩猟免許申請書に次の書類を添えて、8月29日(金)までに、受験地として希望する場所に所在する総合支庁に提出すること。

(1) 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書(ただし、現に銃砲所持の許可を受けている者は、必要ない。)

イ 精神分裂病、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(イ及びロに該当する者を除く。)

(2) 写真(申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)

5 その他

詳細については、村山総合支庁保健福祉環境部環境課又は庄内総合支庁保健福祉環境部環境課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成15年6月6日

山形県知事 高橋和雄

1 適性試験及び講習の期日及び場所

期 日	場 所	受 験 者 の 居 住 地
平成15年7月2日(水)	置賜総合支庁(本庁舎)	米沢市及び川西町
平成15年7月3日(木)	置賜総合支庁(本庁舎)	米沢市及び川西町
平成15年7月9日(水)	南陽市役所	南陽市及び高島町

平成15年7月10日(木)	南陽市役所	南陽市及び高畠町
平成15年7月17日(木)	置賜総合支庁(西庁舎)	長井市
平成15年7月18日(金)	置賜総合支庁(西庁舎)	白鷹町及び飯豊町
平成15年7月22日(火)	村山総合支庁(西庁舎)	寒河江市
平成15年7月23日(水)	村山総合支庁(西庁舎)	河北町及び西川町
平成15年7月24日(木)	村山総合支庁(西庁舎)	朝日町及び大江町
平成15年7月25日(金)	小国開発総合センター	小国町
平成15年7月28日(月)	庄内総合支庁(本庁舎)	酒田市
平成15年7月29日(火)	最上総合支庁(本庁舎)	新庄市
平成15年7月30日(水)	最上総合支庁(本庁舎)	金山町、舟形町及び真室川町
	庄内総合支庁(本庁舎)	遊佐町、八幡町、松山町及び平田町
平成15年7月31日(木)	最上総合支庁(本庁舎)	最上町及び鮭川村
平成15年8月1日(金)	最上総合支庁(本庁舎)	大蔵村及び戸沢村
平成15年8月5日(火)	村山総合支庁(北庁舎)	村山市
平成15年8月6日(水)	村山総合支庁(北庁舎)	東根市
平成15年8月7日(木)	村山総合支庁(北庁舎)	尾花沢市及び大石田町
平成15年8月20日(水)	村山総合支庁(本庁舎)	上山市及び山辺町
	庄内総合支庁(本庁舎)	朝日村
平成15年8月21日(木)	村山総合支庁(本庁舎)	天童市
平成15年8月27日(水)	庄内総合支庁(本庁舎)	鶴岡町
平成15年9月3日(水)	庄内総合支庁(本庁舎)	立川町、余目町、藤島町、羽黒町、櫛引町及び三川町
平成15年9月10日(水)	村山総合支庁(本庁舎)	山形市及び中山町
	庄内総合支庁(本庁舎)	温海町
平成15年9月11日(木)	村山総合支庁(本庁舎)	山形市

平成15年9月12日(金)	村山総合支庁(本庁舎)	山形市
---------------	-------------	-----

2 受験資格

県内に住所を有し、有効期限が平成15年9月14日の狩猟免許を所持するもの

3 受験手続

狩猟免許更新申請書に次の書類を添えて、試験等の日の10日前までに居住地を所管する総合支庁に提出すること。

(1) 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書(ただし、現に銃砲所持の許可を受けている者は、必要ない。)

イ 精神分裂病、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(イ及びロに該当する者を除く。)

(2) 写真(申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)

4 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部環境課に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により山形市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成15年7月6日まで縦覧に供する。

平成15年6月6日

山形県知事 高橋和雄

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

おーばん山形東店

山形市五十鈴二丁目102番2号外

2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日

平成15年1月10日

3 意見の概要

意見なし

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により酒田市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに酒田市役所において平成15年7月6日まで縦覧に供する。

平成15年6月6日

山形県知事 高橋和雄

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

庄交ターミナルビル

酒田市幸町二丁目1番67外

2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日

平成15年1月17日

3 意見の概要

意見なし

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、これらの随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年6月6日

山形県知事 高橋和雄

- 1 (1) 随意契約に係る物品等及び特定役務の名称及び数量
電子計算機の賃貸借及び保守 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成15年4月1日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- (5) 随意契約に係る契約金額 229,558,140円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第10条第1項第2号該当
- 2 (1) 随意契約に係る物品等及び特定役務の名称及び数量
電子計算機の賃貸借及び保守 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成15年4月1日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社メコム 山形市香澄町二丁目9番21号
- (5) 随意契約に係る契約金額 34,764,660円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 随意契約による理由 特例政令第10条第1項第2号該当
- 3 (1) 随意契約に係る物品等及び特定役務の名称及び数量
電子計算機の賃貸借及び保守 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成15年4月1日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社メコム 山形市香澄町二丁目9番21号
- (5) 随意契約に係る契約金額 58,680,720円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 随意契約による理由 特例政令第10条第1項第2号該当

そ の 他

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定による山形県知事の委任に係る平成15年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成15年6月6日

財団法人不動産適正取引推進機構

理事長 小野 邦 久

1 試験の日時

平成15年10月19日(日) 午後1時から午後3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣が指定する者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者(以下「指定講習修了者」という。)については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所

受験申込み受付の際、指定する。

3 試験の内容

(1) 内容

おおむね次の事項について行う。

ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、指定講習修了者については、前記アとオに掲げる事項に関する問題を免除する。

(2) 出題法令の適用期日

平成15年4月1日現在施行されている法令

4 試験の方法及び出題数

(1) 方法

4肢択一式の筆記試験による。

(2) 出題数 50問

ただし、指定講習修了者については、45問とする。

5 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

6 試験案内及び受験申込書の配布

(1) 配布期間

平成15年7月7日(月)から同年8月1日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。

(2) 配布場所

社団法人山形県宅地建物取引業協会本部及び各支部

7 受験手数料

7,000円

受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む(払込手数料は、本人負担)。

8 受験申込み

(1) 申込期間

平成15年7月28日(月)から同年8月1日(金)までの午前9時30分から午後4時30分まで。ただし正午から午後1時までを除く。

(2) 申込場所

社団法人山形県宅地建物取引業協会(山形市松波一丁目10番1号山形県不動産会館)

なお、郵送による場合は、社団法人山形県宅地建物取引業協会あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと(平成15年7月7日(月)から同年8月1日(金)までの日付けの消印があるものに限り受け付ける。)

(3) 提出書類

ア 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはったもの)

イ 写真1葉(受験申込前6箇月以内に撮影した上半身、無帽、正面、無背景で縦4.5センチメートルから5センチメートルまで、横3.5センチメートルから5センチメートルまでの間の大きさのもの)

ウ 指定講習修了者については、前記アとイに加えて講習修了者証(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)

9 合格発表

(1) 発表の期日

平成15年12月3日(水)

(2) 発表の方法

申込書配布場所に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

10 試験に関する問い合わせ

土木部建築住宅課(電話023(630)2641)又は社団法人山形県宅地建物取引業協会(電話023(623)7502)